

# 独立行政法人勤労者退職金共済機構業務方法書（案）

（平成15年10月1日）

改正 平成23年10月1日

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第152号。以下「財会省令」という。）第1条の2及び附則第5条第1項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務の執行）

第2条 機構の業務は、通則法、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退法」という。）及び勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。）並びに関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

### （業務運営の基本方針）

第3条 機構は、主務大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあつては、変更の認可を受けた中期計画とする。）によるほか、通則法、中退法、財形法及び関係法令並びに特定業種退職金共済規程に定めるところにより、中小企業の従業員に係る退職金共済制度及び勤労者（財形法第2条第1号に規定する勤労者をいう。以下同じ。）の計画的な財産形成の促進業務の効率的かつ効果的な運営を期するとともに、その透明性の確保に努め、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するとともに、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものとする。

## 第2章 業務の方法

### （中小企業退職金共済事業の実施）

第4条 中退法第70条第1項第1号に規定する退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業（以下単に「中小企業退職金共済事業」という。）は、中退法及び関係法令により行うものとする。

第5条 中退法第70条第1項第2号により行う業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中小企業退職金共済事業に係る調査及び普及宣伝に関すること。
  - (2) 財省令第12条第6項に規定する特別共済事業に関すること。
  - (3) その他中小企業退職金共済事業の運営、管理に関すること。
- (退職金の支給停止)

第6条 機構は、中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号。以下「中退則」という。）第72条第1項の届書に同条第2項の記載があるときは、中退則第20条第1項の退職金減額申出書の提出があるまで退職金の支給を停止するものとする。この場合において、共済契約者が同項の退職金減額申出書の中退法第10条第5項の認定があったことを証する書類の送付を受けた日の翌日から起算して10日以内に提出しないときは、遅滞なく、退職金を支給するものとする。

(財形持家転貸貸付けの実施)

第7条 中退法第70条第2項第1号の規定に基づき機構が行う財形法第9条第1項の貸付け（以下「財形持家転貸貸付け」という。）のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

- (1) 福利厚生会社に対する財形持家転貸貸付け（次号に該当するものを除く。）  
福利厚生会社が、当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号。以下「財形令」という。）第32条に規定する事業主団体の構成員である事業主に限る。）の雇用する勤労者（財形法第9条第1項に規定する勤労者をいう。以下この条において同じ。）に対して当該財形持家転貸貸付けに係る貸付金により行う資金の貸付けに当たって、勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号。以下「財形則」という。）第22条第1号に掲げる措置又はこれに準ずる措置を講ずることとされていること。
  - (2) 住宅の改良に係る財形持家転貸貸付け 財形持家転貸貸付けを受けようとする者が、当該財形持家転貸貸付けに係る貸付金により勤労者に対して行う資金の貸付けに当たって、財形則第22条第1号に掲げる措置又はこれに準ずる措置を講ずることとされていること。
- 2 財形持家転貸貸付けに係る貸付金の額は、当該貸付金により資金の貸付けを受けようとする勤労者ごとの貸付限度額（財形法第9条第1項に規定するものをいう。）又は機構が別に定める基準に基づいて算定した額のうちいずれか低い額とする。
  - 3 財形令第36条第1項に規定する貸付基準利率は財形持家転貸貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基礎とし、一般の金融機関の金利の動向その他

の事情を考慮して、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が定める率とする。

- 4 貸付けの日の属する年後の財形持家転貸貸付けに係る貸付金の利率については、各利率改定日（当該貸付けの日から5年の整数倍の期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）の属する月の2月前の月の1日現在における前項の規定により機構が定める率を当該利率改定日から適用する。
  - 5 機構は、財形持家転貸貸付けに係る貸付金により資金の貸付けを受けた勤労者が、災害その他特別の事由として機構が別に定める事由により、元利金の支払が著しく困難となった場合においては、機構が別に定めるところにより財形持家転貸貸付けの条件の変更をすることができる。
  - 6 前各項に定めるもののほか、財形持家転貸貸付けに係る住宅の基準その他財形持家転貸貸付け業務の実施に必要な事項については、機構が別に定める。
- 第8条 中退法第70条第2項第2号により行う業務は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 財形持家転貸貸付け業務に附帯する調査及び普及宣伝に関すること。
  - (2) その他財形持家転貸貸付け業務の運営、管理に関すること。

### 第3章 業務委託の基準

#### (業務委託の基準)

- 第9条 機構は、機構の業務を効率的に運営するため、中退法第72条第1項及び第2項の規定による委託その他の業務の委託を行うものとする。
- 2 機構は、委託先の選定にあたっては、受託者の中小企業退職金共済事業又は財形持家転貸貸付け業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案するものとする。
  - 3 機構は、業務の委託をしようとするときは、書面で受託者と委託契約を締結するものとする。
  - 4 機構は、受託者に対して、別に定めるところにより、委託手数料を支払うものとする。

### 第4章 契約の方法

#### (契約の方式)

- 第10条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第12条又は第13条の規定により、指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

#### (一般競争)

第11条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
  - (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (3) 一般競争入札執行の日時及び場所
  - (4) 入札保証金に関する事項
- (指名競争)

第12条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
  - (2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
  - (3) 契約の予定価格が少額であるとき
- (随意契約)

第13条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
  - (2) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
  - (3) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
  - (4) 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
  - (5) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
  - (6) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき
  - (7) その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき
- (落札)

第14条 競争入札は、第11条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。

2 同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を定めなければならない。

(契約の解除)

第15条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき、又は履行完了の見込みがないとき
  - (2) 契約の履行につき不正行為があったとき
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、機構の都合により必要と認められるとき
- 2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。
- (契約の特例)

第16条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。

(会計規程への委任)

第17条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

#### 第5章 業務運営に関する事項の公表の方法

第18条 機構は、別に定めるところにより、機構の業務運営に関する重要な事項について、官報への公告、機構ホームページへの掲載その他当該事項の性質により適当と認められる方法により公表するものとする。

#### 第6章 雑則

(様式)

第19条 退職金共済証紙、共済契約者証票、共済手帳その他の特定業種退職金共済契約及び特別共済事業に係る契約に関する文書の様式は、別に定め、公示するものとする。

(その他)

第20条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

(貸し付けられた資金に係る債権に関する業務)

第2条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成14年法律第164号）附則第6条及び第7条の規定に基づき、機構が中小企業退職金共済法

の一部を改正する法律（平成14年法律第39号）附則第10条に規定する貸し付けられた資金に係る債権の管理及び回収の業務の一部を金融機関に行わせている場合における当該業務については、第3章の規定は、適用しない。この場合において、必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、平成23年10月1日から施行する。

第2条 独立行政法人雇用・能力開発機構業務方法書（平成16年業務方法書第1号）の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号。以下「廃止法」という。）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「旧能開機構」という。）がした手続その他の行為は、この業務方法書の相当する規定により機構がした手続その他の行為とみなすものとする。

第3条 この業務方法書の施行前にした貸付契約に係る貸付金の利率については、なお従前の例による。

（中小企業の勤労者に係る勤労者財産形成持家融資の利率に関する暫定措置）

第4条 財形令附則第2項第1号イ及びロ並びに同項第2号（財形令附則第5項において準用する場合を含む。）に規定する機構の業務方法書で定める率は、第7条第3項の規定にかかわらず、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が別に定める率とする。

2 沖縄振興開発金融公庫が行う財形法第10条第2項本文の住宅資金の貸付けのうち、財形令附則第4項又は第6項の規定に適用されるものに係る財形法附則第2条に定める資金の貸付け（以下「財形融資資金貸付け」という。）に係る貸付金の利率は、附則第6条第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が別に定める率とする。

（業務の特例）

第5条 機構は、第4条から第8条までに規定する業務のほか、次条から附則第10条までに掲げる業務を行うものとする。

（財形融資資金貸付業務）

第6条 機構の行う財形融資資金貸付けのうち、沖縄振興開発金融公庫又は財形法第15条第2項に規定する共済組合等が財形法第12条第1項の規定により資金を調達することが困難である場合であって、当該資金を沖縄振興開発金融公庫が財形法第10条第2項本文の住宅資金の貸付けに必要な資金として使用する場合又は財形法第15条第2項に規定する共済組合等が同項に規定する貸付けに必要な資金として使用する場合でなければ行わないものと

する。

- 2 財形融資資金貸付けに係る貸付金の利率は、厚生労働大臣と連携を図ることにより機構が定める率とする。
- 3 財形融資資金貸付けに係る貸付金の償還期間は、25年以内とする。
- 4 機構は、財形融資資金貸付けについて、貸付けの日から起算して3年以内の措置期間を設けることができるものとする。この場合において、前項の償還期間には、措置期間を含むものとする。
- 5 第7条第4項及び第6項の規定は、財形融資資金貸付けについて準用する。  
(勤労者財産形成助成金の支給業務に係る暫定措置)

第7条 機構は、中退法附則第2条第1項第2号の業務として、廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号。以下「旧能開機構法」という。）附則第4条第2項第4号に掲げる業務のうち雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第87条の規定による改正前の財形法（以下「旧財形法」という。）第8条の2第1号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であって、平成19年4月23日前に財形法第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第6条の3に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行った事業主に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うものとする。

- 2 機構は、前項に規定する助成金について、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者がある場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 第1項の業務の実施については、前項に規定するもののほか、旧財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。

(財形持家分譲融資に係る債権の管理及び回収業務)

第8条 機構は、中退法附則第2条第1項第2号の業務として、旧能開機構法附則第4条第2項第8号に掲げる業務のうち旧財形法第9条第1項第1号及び第2号に掲げる債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

- 2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。

(教育融資業務に係る暫定措置)

第9条 機構は、中退法附則第2条第1項第3号の業務として、旧能開機構法第11条第3項第1号に掲げる業務のうち廃止法附則第19条の規定による改正前の財形法第10条の3に規定する業務（同条の規定に基づき行われる貸付けであって、旧能開機構が平成23年10月1日前に申込みを受理した

ものに係るものに限る。)が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

- 2 前項の業務の実施については、廃止法附則第19条の規定による改正前の財形法その他の関係法令及び機構が別に定めるところにより行うものとする。  
(雇用促進融資に係る債権の管理及び回収業務)

第10条 機構は、中退法附則第2条第1項第4号の業務として、旧能開機構法附則第4条第1項第4号に掲げる債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。

- 2 前項の業務の実施については、機構が別に定めるところにより行うものとする。